

○国土交通省告示第七百九十二号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第二十四条第一項から第三項まで及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第七条第一項から第三項までの規定に基づき、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年六月二十六日

国土交通大臣 金子 恭之

対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示

対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和五年国土交通省告示第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(遠隔点呼の実施)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 遠隔点呼を行う運行管理者等が当該遠隔点呼を受ける運転者等(当該運行管理者等と同一の営業所に属する運転者等を除く。)に対し遠隔点呼機器を用いる点呼であつて次条第一号に規定する機能を使用せず対面により行うものは、遠隔点呼とみなす。この場合において、第六条第一号、第二号及び第四号並びに第七条第十二号の規定は、適用しない。</p> <p>(遠隔点呼機器の機能の要件)</p> <p>第五条 遠隔点呼機器は、次に掲げる要件を満たすものでなければならぬ。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 遠隔点呼を受けた運転者等ごとに、次のイからニまでに掲げる事項を電磁的方法により記録し、遠隔点呼実施地点間で共有するとともに、その記録を一年間保存する機能を有すること。</p> <p>イ 業務前の遠隔点呼に係る事項</p> <p>(1)〜(12) (略)</p> <p>(13) 前条第一項第三号に掲げる場所において遠隔点呼を行う場合にあっては、運転者等が点呼を受けた場所</p> <p>(14) (略)</p> <p>ロ 業務後の遠隔点呼に係る事項</p> <p>(1)〜(9) (略)</p> <p>(10) 前条第一項第三号に掲げる場所において遠隔点呼を行う場合にあっては、運転者等が点呼を受けた場所</p> <p>(11) (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p>	<p>(遠隔点呼の実施)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(遠隔点呼機器の機能の要件)</p> <p>第五条 遠隔点呼機器は、次に掲げる要件を満たすものでなければならぬ。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 遠隔点呼を受けた運転者等ごとに、次のイからニまでに掲げる事項を電磁的方法により記録し、遠隔点呼実施地点間で共有するとともに、その記録を一年間保存する機能を有すること。</p> <p>イ 業務前の遠隔点呼に係る事項</p> <p>(1)〜(12) (略)</p> <p>(13) 第四条第三号に掲げる場所において遠隔点呼を行う場合にあっては、運転者等が点呼を受けた場所</p> <p>(14) (略)</p> <p>ロ 業務後の遠隔点呼に係る事項</p> <p>(1)〜(9) (略)</p> <p>(10) 第四条第三号に掲げる場所において遠隔点呼を行う場合にあっては、運転者等が点呼を受けた場所</p> <p>(11) (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p>

九〇十一 (略)

(遠隔点呼機器を設置する施設及び環境の要件)

第六条 遠隔点呼機器を設置する施設及び環境は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 (略)

二 なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び第四条第一項各号に掲げる場所以外での遠隔点呼の実施を防止するため、ビデオカメラその他の撮影機器により、運行管理者等が遠隔点呼を受ける運転者等の全身を遠隔点呼の実施中に随時明瞭に確認することができること。

三・四 (略)

(遠隔点呼実施時の遵守事項)

第七条 事業者及び運行管理者等は、遠隔点呼を行うときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一〇十一 (略)

十二 遠隔点呼を行う運行管理者等は、第四条第三号に掲げる場所にいる運転者等に対して遠隔点呼を行うときは、あらかじめ当該運転者等を選任している事業者が定めた場所で遠隔点呼を受けていることを、映像により確認すること。

(自動点呼機器の機能の要件)

第九条 業務前自動点呼機器は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一〇十九 (略)

二十 業務前自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。

イ〇ル (略)

九〇十一 (略)

(遠隔点呼機器を設置する施設及び環境の要件)

第六条 遠隔点呼機器を設置する施設及び環境は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 (略)

二 なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び第四条各号に掲げる場所以外での遠隔点呼の実施を防止するため、ビデオカメラその他の撮影機器により、運行管理者等が遠隔点呼を受ける運転者等の全身を遠隔点呼の実施中に随時明瞭に確認することができること。

三・四 (略)

(遠隔点呼実施時の遵守事項)

第七条 事業者及び運行管理者等は、遠隔点呼を行うときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一〇十一 (略)

十二 遠隔点呼を行う運行管理者等は、第四条第三号に掲げる場所にいる運転者等に対して遠隔点呼を行うときは、あらかじめ当該運転者等を選任している事業者が定めた場所で遠隔点呼を受けていることを、映像により確認すること。

(自動点呼機器の機能の要件)

第九条 業務前自動点呼機器は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一〇十九 (略)

二十 業務前自動点呼を受けた運転者等ごとに、次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、かつ、その記録を一年間保存する機能を有すること。

イ〇ル (略)

2  
(略)

ヲ 道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による  
点検の結果  
ワレ (略)

二十一〜二十三 (略)

2  
(略)

ヲ 運転者にあつては、道路運送車両法第四十七条の二第一項及び  
第二項の規定による点検の結果  
ワレ (略)

二十一〜二十三 (略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。